



平成 23 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 ダイワボウホールディングス株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 阪口 政明
(コード : 3107、東証・大証第一部)
問合せ先 法務コンプライアンス室長 大城代 昌男
(TEL. 06—6281—2325)

会 社 名 株式会社オーエム製作所
代表者名 取 締 役 社 長 山村 英司
(コード : 6213、東証・大証第一部)
問合せ先 取締役経営企画管理部長 佐脇 祐二
(TEL. 06—6350—1200)

ダイワボウホールディングス株式会社による株式会社オーエム製作所の株式交換による 完全子会社化に関するお知らせ

ダイワボウホールディングス株式会社（以下「ダイワボウホールディングス」といいます。）及び株式会社オーエム製作所（以下「オーエム製作所」といいます。）は、本日開催の各社の取締役会において、平成 23 年 7 月 1 日を効力発生日として、ダイワボウホールディングスを株式交換完全親会社、オーエム製作所を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、株式交換契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換は、ダイワボウホールディングスについては、会社法第 796 条第 3 項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、オーエム製作所については、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づく略式株式交換の手続により、両社とも株主総会の承認を受けないで行われる予定です。

また、オーエム製作所の株式は、本株式交換の効力発生日（平成 23 年 7 月 1 日）に先立ち、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）において、平成 23 年 6 月 28 日付で上場廃止（最終売買日は平成 23 年 6 月 27 日）となる予定です。

なお、平成 23 年 2 月 4 日付の「株式会社オーエム製作所株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び平成 23 年 3 月 23 日付の「株式会社オーエム製作所株式に対する公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ」の「3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し」にて、平成 23 年 10 月 1 日を目処として本株式交換を行うこととしておりましたが、より早期のシナジー発現を目指すことでグループとしての企業価値向上を図ることが、株主の皆様のご期待に応えるものと判断し、本株式交換の効力発生日を平成 23 年 7 月 1 日とすることに決定いたしました。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

平成 23 年 2 月 4 日付の「株式会社オーエム製作所株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「公開買付けの開始に関するお知らせ」といいます。）の「1. 買付け等の目的等」でご案内いたしましたとおり、ダイワボウホールディングスは、オーエム製作所の完全子会社化を目指して、平成 23 年 2

月 7 日から平成 23 年 3 月 22 日まで、オーエム製作所株式の全てを対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。その結果、本日現在、ダイワボウホールディングスはオーエム製作所の発行済株式 28,557,391 株（オーエム製作所の発行済株式数に占める所有割合で 86.02%、議決権割合で 90.47%（注））を所有しております。

「公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり、ダイワボウホールディングスはオーエム製作所をダイワボウホールディングスの完全子会社化することを企図しているところ、本公開買付けによりダイワボウホールディングスがオーエム製作所の発行済株式の全て（但し、ダイワボウホールディングスが所有するオーエム製作所株式及びオーエム製作所が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、ダイワボウホールディングス及びオーエム製作所は、この度、本株式交換を実施することにより、オーエム製作所をダイワボウホールディングスの完全子会社とすることにいたしました。

ダイワボウホールディングスによるオーエム製作所の完全子会社化の目的につきましては、「公開買付けの開始に関するお知らせ」及びオーエム製作所公表の平成 23 年 2 月 4 日付「ダイワボウホールディングス株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明について」等においてご説明しておりますが、具体的な内容は以下のとおりです。

ダイワボウホールディングスは、昭和 16 年に紡績会社 4 社の合併により大和紡績株式会社として設立されました。

以降、綿紡織を軸に、レーヨン（化学繊維）やポリプロピレン（合成繊維）を生産対象に加える一方、インドネシア、ブラジルに進出して合弁事業を展開する等、総合繊維メーカーを目指して事業を拡大してまいりましたが、他方で、祖業とする紡織事業の成熟化の進展に対処し、事業構造の変革を継続的に実行してまいりました。具体的には、衣料製品・産業資材・合織の各事業へ重点投資を実行し、インドネシア、中国での縫製事業の拠点開設や産業資材・カンバス事業の設備増強、ポリプロ短纖維・スパンレース不織布事業の設備拡充等、中核事業の基盤強化に努めると共に、IT 事業や工作機械の製造販売等、多様な事業領域を開拓する企業グループ（以下「ダイワボウグループ」といいます。）を形成してまいりました。

さらに、グループ連結経営をより一層推進するため、平成 18 年 1 月の会社分割による純粋持株会社体制への移行、平成 21 年 4 月の IT インフラ流通事業のダイワボウ情報システム株式会社との経営統合、同年 7 月の繊維事業を統括する中間持株会社（大和紡績株式会社）の設立とダイワボウホールディングスへの商号変更をそれぞれ実行して、ダイワボウグループの経営体制を拡充いたしました。

一方、オーエム製作所は、昭和 24 年 7 月に、企業再建整備法（昭和 21 年法律第 40 号。その後の改正を含みます。）に基づき、紡績機械等を製造していた大和紡績宇道工場の現物出資により大和機械工業株式会社として設立されました。オーエム製作所は、翌年に株式会社オーエム紡機製作所に社名を変更し、さらに昭和 35 年に株式会社大阪機械製作所との合併によりオーエム製作所に社名を変更して、繊維機械、工作機械及び自動包装機械の製造・販売を開始いたしました。

オーエム製作所は、昭和 27 年に大阪証券取引所の市場第一部に上場し、その後、昭和 46 年には東京証券取引所の市場第一部への上場を果たしました。

オーエム製作所の現在の主力製品である工作機械については、長年の実績に基づく知識と技能を駆使して顧客の信頼を獲得しています。とりわけ立旋盤の分野においては、独自技術による専門性の高い丁寧な製品づくりで、市場から高い評価を得ております。

しかしながら、近年のオーエム製作所グループの事業を取り巻く環境は、顧客の設備投資意欲の減退、企業間競争の激化等、厳しい状況が続いております。

オーエム製作所は、このような中、平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月までの「第四次中期経営計画（A G G R E S S I V E -21IV）」を策定し、海外生産や海外調達の推進や、海外販売の推進を中心とする営業戦略、立旋盤のフルライン化や新規マーケットへ対応する製品開発の強化等を最重要課題に掲げ、平成 22 年 7 月の台湾における T A I W A N O - M C O . , L T D の設立等により、海外生産や海外調達の推進によるコスト競争力の強化を図るとともに、中国をはじめインドや A S E A N 地域の新興諸国向けの廉価型汎用機械、インフラ投資が急拡大する新興諸国を主なターゲットとする原子力・風力発電、航空機、建設機械等、事業活動を支える産業インフラ向けの中・大型立旋盤等の販売拡大に努めております。

しかしながら、かかる競争力強化や販売拡充をより推進するためには、さらなる新興諸国における生産拠点の確立や市場拡大のための販路開拓が必要であるほか、新規マーケットへ対応するための製品等の開発についても強化が必要な状況となっております。

他方、近年のダイワボウグループを取り巻く環境も、依然としてデフレ圧力が根深く残り、設備投資や個人消費が徐々に改善しつつあるものの、急激な円高の進行と世界経済の減速の影響を受け引き続き厳しい状況が続いております。

こうした状況下にあって、ダイワボウグループは、平成21年4月から、ITインフラ流通事業を新しい中核分野に加え、ダイワボウグループの事業ポートフォリオの革新によるさらなる成長戦略を実行することを主題とする中期経営計画「ニューステージ21」第三次計画（平成21年4月～平成24年3月）（以下「本中期経営計画」といいます。）をスタートさせ、上記のとおり、平成21年7月の繊維事業を統括する中間持株会社（大和紡績株式会社）の設立とダイワボウホールディングスへの商号変更をそれぞれ実行して、ダイワボウグループの経営体制を拡充したほか、国際市場を視野に入れた事業戦略の構築、連結収益力の向上を目指すとともにニーズの変化に対応した新規商材・商流の開発を強化し、市場創造に努めてまいりました。

また、ダイワボウホールディングスは、平成23年4月に迎える「創立70周年」を機に、また、第101期連結会計年度（平成23年4月～平成24年3月）が本中期経営計画の最終事業年度でもあることから、今後のあるべきダイワボウグループの成長戦略について検討を進めてまいりました。

このような中、ダイワボウホールディングスとオーエム製作所は、平成22年10月以降、両社の連携強化に向けて具体的な協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、ダイワボウホールディングスがオーエム製作所を完全子会社化し、両社の連携を強化することによって、ダイワボウホールディングスは、(i)ダイワボウグループにおいては、ITインフラ流通事業と繊維事業に加えて、オーエム製作所の産業インフラ事業を第三の柱とすることによってグループ各社との緊密な戦略的連携によるグローバル市場での事業拡大が加速し、資本財（工作機械）から生産財・消費財の生産・販売までを手掛けることで景気変動に対する対応力の向上と安定した収益構造の確立を実現させることができると可能となり、(ii)他方、オーエム製作所においても、下記①ないし③記載の事業上のシナジー効果の享受のほか、迅速かつ柔軟な意思決定の実現が可能となり、(iii)さらには両社にとって、これら両社におけるシナジーを最大限に発揮すべく、効率的な事業展開を進めるための経営資源の最適配分を図ることができると判断いたしました。

- ① ダイワボウグループのインドネシア、中国、ブラジルにおける生産・販売拠点等の経営インフラや、ダイワボウグループ進出国の政府、有力地元企業等との緊密なつながり等、ダイワボウグループが長年培ってきた海外事業に係るノウハウ等の強みを有効活用することで、オーエム製作所の「第四次中期経営計画（AGGRESSIVE-21IV）」の経営ビジョンに掲げる海外事業展開を迅速かつ効率的に実行することができるものと考えられます。特に、新興諸国では電力網や高速鉄道・道路整備等の産業インフラ投資が相次いでおり、オーエム製作所がダイワボウグループへ加わることにより、オーエム製作所が得意とする大型立旋盤の輸出拡大や新興国における生産拠点の確立と販売網の構築を迅速に推進することができるものと考えられます。
- ② ダイワボウグループのIT技術とオーエム製作所における機械製造技術の融合によって、製品やシステムの統合・集積が容易となり、新たな機能を有する高付加価値商品の開発が可能と考えられます。新規需要が見込まれる成長領域を攻略するには、さらなる技術開発と商品開発が必要となります。その鍵となるダイワボウグループのIT技術と、オーエム製作所の長年の実績に基づく機械製造技術の融合により、制御システム・アプリケーション開発、モニタリング分析、通信インフラ等の技術を駆使した顧客満足度の高い工作機械や自動包装機械の開発を目指します。
- ③ ダイワボウグループの取引先は、最先端のIT企業やオーエム製作所の事業と密接に関連する機械製造業、金属加工業、医薬品製造業、飲料製造業など多岐にわたり、取引先との連携により、市場動向や顧客ニーズの把握に努めることにより、新商品の開発や既存商品の新規分野への事業展開などオーエム製作所の新たな事業機会も創出が期待できるものと考えられます。

今後は、本中期経営計画における「ハードとソフトの融合により、21世紀の新たな生活文化の提案と人に優しい地球環境への貢献を使命とするパイオニア集団を目指す」というダイワボウグループの経営理念の

もと、オーエム製作所を加えたダイワボウグループ各社の相互のシナジーを追求し、ダイワボウグループの企業価値の向上を図ります。また、ダイワボウホールディングスは、本公開買付けは、IT関連の「情報インフラ」及び繊維関連の「生活インフラ」に、「産業インフラ」を加えることで、オーエム製作所を加えたダイワボウグループとして「社会インフラ」の領域で、顧客満足を追求し、地球環境との共生と持続可能な社会の創造への貢献に資するものと考えております。

(注) ダイワボウホールディングスの所有するオーエム製作所株式に係る議決権の数 28,557 個が、オーエム製作所の平成 23 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権の数 31,565 個に占める割合として算出しております。また、オーエム製作所の総株主の議決権の数は、平成 23 年 3 月 31 日の発行済株式数 33,200,000 株から、同日現在オーエム製作所が所有する自己株式 1,634,653 株を除いた 31,565,347 株に係る議決権の数としております。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（両社）	平成 23 年 5 月 24 日
株式交換契約締結日（両社）	平成 23 年 5 月 24 日
最終売買日（オーエム製作所）	平成 23 年 6 月 27 日（予定）
上場廃止日（オーエム製作所）	平成 23 年 6 月 28 日（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成 23 年 7 月 1 日（予定）

(注1) 本株式交換は、ダイワボウホールディングスについては、会社法第 796 条第 3 項本文の規定に基づき簡易株式交換の手続により、また、オーエム製作所については、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づき略式株式交換の手続により、両社とも株主総会の承認を受けないで行われる予定です。

(注2) 本株式交換の日程は、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、両社間で協議し合意の上、変更する可能性があります。

(2) 本株式交換の方式

ダイワボウホールディングスを株式交換完全親会社、オーエム製作所を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、ダイワボウホールディングスについては、会社法第 796 条第 3 項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、オーエム製作所については、会社法第 784 条第 1 項本文の規定に基づく略式株式交換の手続により、両社とも株主総会の承認を受けないで行われる予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	ダイワボウホールディングス株式会社	株式会社オーエム製作所 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	3.10
本株式交換により発行する新株式数	普通株式：9,324,663 株（予定） (本株式交換にあたり、ダイワボウホールディングスの自己株式の処分は行いません。)	

(注1) 株式の割当比率

オーエム製作所株式 1 株に対して、ダイワボウホールディングス株式 3.10 株を割当交付します。但し、ダイワボウホールディングスが所有するオーエム製作所株式（平成 23 年 5 月 24 日現在 28,557,391 株）については、本株式交換による株式の割当では行いません。

(注2) 本株式交換により発行する新株式数等

ダイワボウホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりダイワボウホールディングスがオーエム製作所の発行済株式（但し、ダイワボウホールディングスが所有

するオーエム製作所の株式は除きます。) の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)のオーエム製作所の株主の皆様(但し、ダイワボウホールディングスは除きます。)に対し、オーエム製作所の普通株式に代わり、その所有するオーエム製作所の普通株式数の合計に3.10を乗じた数のダイワボウホールディングス普通株式を交付します。なお、オーエム製作所は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、オーエム製作所が基準時までに所有することとなる全ての自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)に相当する数の自己株式を消却する予定であり、本株式交換により発行する新株式数は、オーエム製作所の発行済株式総数からかかる消却予定の自己株式数を除外した数を基準として算出しております(なお、平成23年3月31日現在でオーエム製作所が所有する自己株式は1,634,653株です。)。本株式交換により発行する新株式数は、オーエム製作所による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ダイワボウホールディングスの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様には、ダイワボウホールディングス株式に関する単元未満株式の買増制度又は買取制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度(1,000株への買増し)

ダイワボウホールディングスの単元未満株式を所有する株主の皆様が、会社法第194条第1項及び定款の定めに基づき、その所有するダイワボウホールディングスの単元未満株式の数と併せて1単元(1,000株)となる数のダイワボウホールディングス株式をダイワボウホールディングスから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

ダイワボウホールディングスの単元未満株式を所有する株主の皆様が、ダイワボウホールディングスに対し、会社法第192条第1項の規定に基づき、その所有するダイワボウホールディングスの単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端株の取扱い

本株式交換に伴い、ダイワボウホールディングスの普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のダイワボウホールディングスの普通株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付します。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

オーエム製作所は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行しておりませんので、該当事項はございません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎及び経緯

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、ダイワボウホールディングス及びオーエム製作所が、それぞれ別個に、ダイワボウホールディングス及びオーエム製作所から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、ダイワボウホールディングスは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」といいます。)及び野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を本株式交換のためのフィナンシャル・アドバイザーに任命したうえ、野村證券を、オーエム製作所は、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証

券」といいます。)をそれぞれの第三者算定機関に任命しました。

野村證券は、ダイワボウホールディングスについて市場株価平均法による算定、オーエム製作所について市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定を行いました。各手法における算定結果は、オーエム製作所の普通株式1株に割り当てるダイワボウホールディングスの普通株式数の算定レンジを記載しております。

なお、市場株価平均法については、東京証券取引所市場第一部における平成23年5月20日の株価終値、平成23年5月16日から平成23年5月20日までの1週間の終値平均株価、平成23年4月21日から平成23年5月20日までの1ヶ月間の終値平均株価、及び平成23年2月21日から平成23年5月20日までの3ヶ月間の終値平均株価に基づき算定いたしました。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	3.06～3.16
類似会社比較法	2.90～4.88
DCF法	2.95～3.42

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、オーエム製作所の財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

一方、みずほ証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析したうえで、ダイワボウホールディングスについては、ダイワボウホールディングスが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法(平成23年5月20日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における、基準日の終値、過去1週間、過去1ヶ月間、本公開買付け結果公表日である平成23年3月23日から基準日までの期間及び過去3ヶ月間の各取引日の終値の平均値)を採用して株式交換比率の算定を行いました。

オーエム製作所については、オーエム製作所が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法(平成23年5月20日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における、基準日の終値、過去1週間、過去1ヶ月間、本公開買付け結果公表日である平成23年3月23日から基準日までの期間及び過去3ヶ月間の各取引日の終値の平均値)を、また、それに加えて、オーエム製作所には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法を採用して株式交換比率の算定を行いました。

オーエム製作所の普通株式1株に割り当てるダイワボウホールディングスの普通株式数の算定レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価基準法	2.97～3.24
類似会社比較法	2.65～3.98
D C F 法	2.77～3.61

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びその関係会社等の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照したオーエム製作所の財務見通しについては、オーエム製作所により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成 23 年 5 月 20 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としています。なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

また D C F 法による算定の基礎としてオーエム製作所がみずほ証券、三菱 U F J モルガン・スタンレー証券及び野村證券に提出した利益計画には、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、オーエム製作所が平成 22 年 5 月 7 日に開示した平成 22 年 4 月から平成 25 年 3 月までの「第四次中期経営計画（ A G G R E S S I V E - 21 IV ）」において最重要施策として掲げ、平成 22 年 9 月 13 日に開示した「 C N C 立旋盤の海外生産開始について」において進捗を開示している、海外生産、海外調達の推進と海外売上高の拡大が期待できると考えたためです。このため、平成 24 年 3 月期以降は、当該中期経営計画に掲げた目標数値より増益を見込んでおります。

ダイワボウホールディングス及びオーエム製作所は、上述の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本株式交換に先だって行われた本公開買付けの諸条件及び結果並びにダイワボウホールディングス株式の市場株価水準その他の諸要因を考慮した上で、オーエム製作所株式の評価については本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として検討・交渉・協議を重ねました。その結果、本株式交換における株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、同株式交換比率により本株式交換を行うことを合意し、両社の取締役会の決議に基づき、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、上述の第三者算定機関が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

また、かかる株式交換比率は、ダイワボウホールディングス又はオーエム製作所の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合等においては、株式交換契約に従い、両社間で協議し合意の上、変更することがあります。

（2）算定機関等との関係

三菱 U F J モルガン・スタンレー証券、野村證券及びみずほ証券のいずれも、ダイワボウホールディングス及びオーエム製作所の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して重要な利害関係を有しません。

（3）上場廃止となる見込み及びその理由

本株式交換により、その効力発生日である平成 23 年 7 月 1 日をもって、オーエム製作所はダイワボウホールディングスの完全子会社となり、オーエム製作所株式は平成 23 年 6 月 28 日付で上場廃止（最終売買日は平成 23 年 6 月 27 日）となる予定です。上場廃止後は東京証券取引所及び大阪証券取引所においてオーエム製作所の株式を取引することはできません。

なお、本株式交換の対価であるダイワボウホールディングスの普通株式は、東京証券取引所市場第一部

及び大阪証券取引所市場第一部に上場されており、オーエム製作所の株主の皆様のうち、オーエム製作所株式を 323 株以上所有し本株式交換によりダイワボウホールディングスの普通株式の単元株式数である 1,000 株以上のダイワボウホールディングスの普通株式の割当てを受ける株主の皆様に対しては、本株式交換後についても引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、323 株未満のオーエム製作所株式を所有する株主の皆様には、ダイワボウホールディングスの普通株式の単元株式数である 1,000 株に満たないダイワボウホールディングスの普通株式が割り当てられます。これらの単元未満株式については、金融商品取引所市場において売却することができませんが、ご希望により、単元未満株式の買増制度又は買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、前記 2. (3) (注 3) をご参照ください。

(4) 公正性を担保するための措置

ダイワボウホールディングスは、前記 1. のとおりオーエム製作所の総株主の議決権の 90.47% を所有していることから、本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社は、前記 3.

(1) でご説明いたしましたとおり、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考として、検討・交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うことといたしました。なお、両社は、いずれも第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

オーエム製作所は、同社の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、ダイワボウホールディングス及びオーエム製作所から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所・外国法共同事業からオーエム製作所の意思決定の方法・過程等に関する法的助言を受けております。

また、オーエム製作所は東京証券取引所及び大阪証券取引所の定める上場規則に基づき、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことにに関する検討を北浜法律事務所・外国法共同事業に依頼し、平成 23 年 5 月 24 日付で、本株式交換の目的には相当性が認められること、本株式交換に関する交渉過程の手続においては公正性を担保する措置及び利益相反回避措置が講じられていること、本株式交換比率の算定過程においても第三者機関の評価を踏まえるなど公正性を担保する措置がとられていること、殊に本株式交換比率の算定に当たって、オーエム製作所株式の評価額は本公開買付価格と同一の価格が基準とされていること等から、本株式交換に関するオーエム製作所の意思決定がオーエム製作所の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とするオーエム製作所宛の意見書（以下、「本意見書」といいます。）を取得しております。

オーエム製作所は、みずほ証券から提出を受けた株式交換比率の算定結果、北浜法律事務所・外国法共同事業から得た法的助言、本意見書の内容等を踏まえて、本株式交換に関する諸条件について、慎重に検討してまいりました。その結果、オーエム製作所は、本株式交換は同社の企業価値の最大化に寄与するものであるとともに、本株式交換比率その他の本株式交換の諸条件は妥当であると判断し、本日開催の取締役会において、本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。上記の取締役会においては、オーエム製作所の取締役のうち、ダイワボウホールディングスの取締役に就任することが予定されている山村 英司氏及び若月 博氏は、利益相反の疑い回避の観点から、その審議及び決議に参加しておりません。また、オーエム製作所は同社の取締役佐脇 祐二氏がダイワボウホールディングスの執行役員に就任することが予定されていることから、利益相反の疑い回避の観点からより慎重を期すため、上記の取締役会決議に先立ち、上記 2 名の取締役のほか、佐脇 祐二氏をも除く取締役による取締役会を同日に開催し、本株式交換を承認する旨の決議をしております。なお、上記の観点から、山村 英司氏及び若月 博氏並びに佐脇 祐二氏はオーエム製作所における本株式交換に関するその他の審議及び決議にも参加しておらず、オーエム製作所の立場においてダイワボウホールディングスとの協議・交渉には参加しておりません。また、オーエム製作所監査役のうち、ダイワボウホールディングスの代表取締役会長を兼任する菅野 肇監査役は、同様の観点から、平成 23 年 5 月 24 日開催のオーエム製作所取締役会を含む本株式交換に関する全ての審議に参加しておりません。上記のオーエム製作所の各取締役会は、上記の観点

から審議及び決議に参加していない取締役及び審議に参加していない監査役を除く全てのオーエム製作所取締役及び監査役が出席し、出席取締役全員の一一致で当該決議を行っており、出席監査役全員がいずれの取締役会においても、オーエム製作所取締役会が本株式交換を承認することにつき異議がない旨の意見を述べております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成 23 年 3 月 31 日現在）

(1) 名 称	ダイワボウホールディングス 株式会社 (株式交換完全親会社)	株式会社オーエム製作所 (株式交換完全子会社)
(2) 所 在 地	大阪市中央区久太郎町三丁目 6 番 8 号 御堂筋ダイワビル	大阪市淀川区宮原 3 丁目 5 番 24 号 (新大阪第一生命ビル 8 階)
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 阪口 政明	取締役社長 山村 英司
(4) 事 業 内 容	繊維製品の製造・加工・販売、情報機器の販売、電気機器組立、レジャー及び不動産業等	一般機械の製造販売事業、鋳造品の製造販売事業、その他事業（レジャー関連）
(5) 資 本 金	21,696 百万円	1,660 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 16 年 5 月 12 日	昭和 24 年 7 月 1 日
(7) 発 行 済 株 式 数	183,397,488 株	33,200,000 株
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 従 業 員 数	5,902 名 (連結)	315 名 (連結)
(10) 主 要 取 引 先	日本ヒューレット・パッカード株式会社 日本電気株式会社 株式会社リコー	三菱商事テクノス株式会社 伊藤忠マシンテクノス株式会社 株式会社兼松 KGK
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほコーポレート銀行
(12) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 6.90% 株式会社三菱東京UFJ銀行 2.73% 第一生命株式会社（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） 2.19% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 2.03% 株式会社みずほコーポレート銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社） 1.96% 日本興亜損害保険株式会社 1.73% 日本証券金融株式会社 1.19% ダイワボウ従業員持株会 1.10% 資産管理サービス信託銀行株式会社 1.07% 松井証券株式会社 0.81%	ダイワボウホールディングス 株式会社 86.02%

(13) 当事故社間の関係	
資 本 関 係	ダイワボウホールディングスはオーエム製作所の発行済株式総数の 86.02% に相当する 28,557,391 株を所有しております。
人 的 関 係	ダイワボウホールディングスの代表取締会長である菅野 肇は、オーエム製作所の監査役を兼任しております。
取 引 関 係	ダイワボウホールディングスとオーエム製作所との間には、記載すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	オーエム製作所は、ダイワボウホールディングスの連結子会社であり、ダイワボウホールディングスの関連当事者に該当します。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態		ダイワボウホールディングス (連結)		オーエム製作所 (連結)		
決算期		平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
連 結 純 資 産	27,524	36,553	39,643	11,183	11,806	12,063
連 結 総 資 産	191,707	201,955	212,514	18,458	16,640	17,984
1 株当たり連結純資産(円)	187.53	196.55	207.18	352.12	371.77	382.16
連 結 売 上 高	259,484	448,970	452,495	17,021	11,547	8,737
連 結 営 業 利 益	2,641	5,012	6,141	3,955	2,115	1,230
連 結 経 常 利 益	2,272	3,626	5,435	3,946	2,141	1,210
連 結 当 期 純 利 益	313	1,454	1,403	2,276	1,068	673
1 株当たり連結当期純利益 (円)	2.29	9.29	7.67	72.62	33.64	21.29
1 株当たり配当金(円)	3.00	3.00	3.00	15.00	10.00	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

5. 本株式交換後の状況

(1) 名 称	ダイワボウホールディングス株式会社
(2) 所 在 地	大阪市中央区久太郎町三丁目 6 番 8 号 御堂筋ダイワビル
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 阪口 政明
(4) 事 業 内 容	繊維製品の製造・加工・販売、情報機器の販売、電気機器組立、レジヤー及び不動産業等
(5) 資 本 金	21,696 百万円 (平成 23 年 3 月 31 日現在)
(6) 決 算 期	3 月 31 日
(7) 純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち少数株主との取引に該当する見込みです。なお、この取引に伴いのれんが発生する見込みですが、発生するのれんの金額は現時点では未定です。

7. 今後の見通し

オーエム製作所は、既にダイワボウホールディングスの連結子会社であるため、本株式交換によるダイワボウホールディングス及びオーエム製作所の業績への影響は、いずれも軽微であると見込んでおります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

ダイワボウホールディングスは、オーエム製作所の発行済株式の 86.02%を所有していることから、本株式交換は、オーエム製作所にとって、支配株主との取引等に該当いたします。

オーエム製作所が、平成 23 年 5 月 19 日に開示した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(以下、「コーポレート・ガバナンス報告書」といいます。)において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」として、少数株主を保護するために、親会社からの独立性を保った取締役会における多面的な議論に加え、事業の譲渡など通常の営業取引以外の取引等に関しては、必要に応じて、外部専門家の意見の聴取等の手続を実施し、取引条件の合理性・妥当性を確保したうえで、独自の立場に基づいた意思決定を行う旨の指針を記載しております。オーエム製作所は、親会社であるダイワボウホールディングス及びそのグループ企業から自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

本株式交換についても、オーエム製作所は、上記 3. (4) 公正性を担保するための措置及び (5) 「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、同社の支配株主であるダイワボウホールディングスと利害関係を有しない者である、北浜法律事務所・外国法共同事業から、本株式交換に関するオーエム製作所の決定がオーエム製作所の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨を内容とする本意見書を入手したことを探りとして、公正性を担保し、利益相反を回避する措置を講じた上で判断しており、取引条件の合理性・妥当性を確保したうえで、独自の立場に基づいた意思決定を行っているものと認識しており、かかる対応はコーポレート・ガバナンス報告書の記載内容に適合しているものと考えております。

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

ダイワボウホールディングス (当期業績予想は平成 23 年 5 月 12 日公表分)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 24 年 3 月期)	480,000	7,000	6,000	2,600
前期実績 (平成 23 年 3 月期)	452,495	6,141	5,435	1,403

(単位：百万円)

オーエム製作所 (当期業績予想は平成 23 年 5 月 12 日公表分)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 24 年 3 月期)	12,000	1,800	1,770	1,040
前期実績 (平成 23 年 3 月期)	8,737	1,230	1,210	673

(単位：百万円)

以上